

兵庫県公報

平成30年6月26日 火曜日 第3014号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 同上（同）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
公 告	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
病院局公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	7
教育委員会告示	
○ 指定技能教育施設の名称の変更の届出	8
正 誤	
○ 平成30年3月30日付け兵庫県公報第15号外中	8

告 示

兵庫県告示第603号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	スティルライフ オブ メモリーズ	オムロ
同	白衣の妹 無防備なお尻	オーピー映画
同	美熟セックス 母たちの秘密	新東宝映画
同	母の絶頂 湯舟で擦って	新日本映像

同	2重螺旋の恋人 (原題) L' AMANT DOUBLE	キノフィルムズ
---	---------------------------------	---------



兵庫県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市八多土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 場 啓 二	神戸市北区八多町吉尾77番地

波々伯部北土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	松 本 章 宏	篠山市井ノ上25番地



兵庫県告示第605号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市木津土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 村 弘 之	神戸市西区押部谷町木津537番地
同	大 野 光	同 市同区押部谷町木津 5 番地の 3
同	中 嶋 元 秀	同 市同区押部谷町木津540番地
同	小 原 恭 則	同 市同区押部谷町木津423番地
同	竹 中 直 弥	同 市同区押部谷町木津859番地の 1
監 事	中 村 勝 俊	同 市同区押部谷町木津521番地
同	小 原 広 正	同 市同区押部谷町木津417番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 村 弘 之	神戸市西区押部谷町木津537番地
同	大 野 光	同 市同区押部谷町木津 5 番地の 3
同	中 嶋 元 秀	同 市同区押部谷町木津540番地
同	小 原 恭 則	同 市同区押部谷町木津423番地
同	竹 中 直 弥	同 市同区押部谷町木津859番地の 1
監 事	中 村 勝 俊	同 市同区押部谷町木津521番地
同	小 原 広 正	同 市同区押部谷町木津417番地

神戸市西盛土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 主 清 家	神戸市西区押部谷町西盛741番地の 1
同	岩 本 正 夫	同 市同区押部谷町西盛627番地

同	野 喜代志	同	市同区押部谷町西盛740番地の1
同	平 井 武 久	同	市同区押部谷町西盛122番地
同	藤 谷 茂	同	市同区押部谷町西盛599番地
同	上 谷 寛 治	同	市同区押部谷町西盛620番地の1
同	藤 本 政 良	同	市同区押部谷町西盛139番地
同	秦 康 啓	同	市同区押部谷町西盛189番地
監 事	上 谷 健 一	同	市同区富士見が丘2丁目8番地の2
同	岩 本 傑	同	市同区押部谷町西盛248番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

村 主 清 家

岩 本 正 夫

野 喜代志

平 井 武 久

藤 谷 茂

上 谷 寛 治

藤 本 政 良

秦 亮 人

上 谷 健 一

岩 本 傑

住 所

神戸市西区押部谷町西盛741番地の1

同 市同区押部谷町西盛627番地

同 市同区押部谷町西盛740番地の1

同 市同区押部谷町西盛122番地

同 市同区押部谷町西盛599番地

同 市同区押部谷町西盛620番地の1

同 市同区押部谷町西盛139番地

同 市同区押部谷町西盛442番地

同 市同区富士見が丘2丁目8番地の2

同 市同区押部谷町西盛248番地

神戸市福住土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

財 田 美 信

物 延 種 美

財 田 好 和

財 田 英 宣

物 延 敏 晴

藤 田 幸 一

大 中 邦 彦

財 田 恒 男

山 口 秀 和

住 所

神戸市西区押部谷町福住415番地

同 市同区押部谷町福住74番地

同 市同区押部谷町福住70番地

同 市同区押部谷町福住457番地

同 市同区押部谷町福住558番地の1

同 市同区押部谷町押部451番地

同 市同区押部谷町押部484番地の1

同 市同区押部谷町福住109番地の1

同 市同区押部谷町押部531番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

財 田 美 信

物 延 種 美

財 田 好 和

財 田 英 宣

財 田 和 明

大 西 末 芳

大 中 邦 彦

財 田 恒 男

藤 田 真 之

住 所

神戸市西区押部谷町福住415番地

同 市同区押部谷町福住74番地

同 市同区押部谷町福住70番地

同 市同区押部谷町福住457番地

同 市同区押部谷町福住386番地の1

同 市同区押部谷町押部430番地

同 市同区押部谷町押部484番地の1

同 市同区押部谷町福住109番地の1

同 市同区押部谷町押部502番地の2

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

谷 本 初 富

氏 名

谷 本 年 明

住 所

神戸市西区神出町広谷143番地

住 所

神戸市西区神出町広谷133番地

口塩久矢ノ内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 田 正 徳	丹波市青垣町口塩久345番地 2
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地 1
同	足 立 光 廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足 立 敏 彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	足 立 義 行	同 市青垣町口塩久266番地 6
監 事	足 立 秀 一	同 市青垣町口塩久510番地
同	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 田 正 徳	丹波市青垣町口塩久345番地 2
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地 1
同	足 立 光 廣	同 市青垣町口塩久709番地
同	足 立 敏 彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	足 立 義 行	同 市青垣町口塩久266番地 6
監 事	足 立 秀 一	同 市青垣町口塩久510番地
同	足 立 襄 介	同 市青垣町沢野1463番地



兵庫県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
野上土地改良区	平成30年 5月28日
清水新田土地改良区	同 月29日



兵庫県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年 6月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	中山口池地区	平成30年 6月26日から 同 年 7月17日まで	丹波市役所



兵庫県告示第608号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
 赤穂市折方1543番地
 工場長 柏 木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場
 赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	3,000L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～25時 17時間	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	2～8	2以下
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20,000	30,000以上
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
ジクロロメタン (単位 mg/L)	10,000	10,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1.45	1.45

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年6月26日から同年7月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年6月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年6月26日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 田寺今在家線	姫路市岡田字町田582番1から 同 市井ノ口字寺ノ前1番2まで	旧	7.0から 10.0まで	45.0	
		新	10.0から 12.0まで	45.0	



兵庫県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年6月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年6月26日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	南あわじ市榎列松田字西ノ内710番15から 同 市榎列松田字西ノ内659番1まで	旧	5.0から 11.0まで	204.0	
		新	6.0から 29.0まで	203.0	
県道 洲本松帆線	南あわじ市榎列松田字西ノ内710番22から 同 市榎列掃守字オノ原318番1まで	旧	7.0から 16.0まで	72.0	
		新	9.0から 27.0まで	72.0	



兵庫県告示第611号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成30年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社加古川産業会館
 代表者の氏名 大 竹 雅 彦
 住所 加古川市加古川町寺家町45
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 加古川産業会館・J A兵庫南本店新築計画
 所在地 加古川市加古川町寺家町621番地
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成30年 6月26日から同年 7月 9日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成30年 6月26日から同年 7月 9日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	H27130	平成27年12月14日	平成30年 6月 7日



都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 加古郡播磨町二子字大坪223番 1、224番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 加古川市米田町平津243番地 1
 T & C エステート株式会社 代表取締役 森 下 尚 人
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成29年10月24日
 兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 21号（29播磨）

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成30年 6月26日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- 県立丹波医療センター（仮称）総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年6月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1-7-4
- 5 随意契約に係る契約金額
955,334,412円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次の指定技能教育施設から名称の変更の届出があった。

平成30年6月26日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

- 1 指定技能教育施設の名称等
KTC中央高等学院 神戸キャンパス(神戸市中央区北野町2丁目6番5号 北野町ANDANTINO)
- 2 変更事項
指定技能教育施設の名称
 - (1) 変更前
KTC中央高等学院 神戸キャンパス
 - (2) 変更後
KTCおおぞら高等学院 神戸キャンパス
- 3 変更年月日
平成30年4月1日

正 誤

○平成30年3月30日付け兵庫県公報第15号外中

平成30年3月30日（第15号外）公布兵庫県規則第33号兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の平成30年6月13日公布により、同表の右欄に掲げる字句となった。

10ページ上から18	法律第 号	法律第45号
------------	-------	--------